

セゾンゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード／
セゾンプラチナ・ビジネス・アメリカン・エクスプレス・カード／
セゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード YM特約

第1条(適用)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が、株式会社山口銀行、株式会社もみじ銀行、株式会社北九州銀行およびワイエムセゾン株式会社と提携して発行する「セゾンゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード」、「セゾンプラチナ・ビジネス・アメリカン・エクスプレス・カード」および「セゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード」(以下、あわせて「本カード等」という)については、セゾンカード規約(セゾンアメリカン・エクスプレス・カードの特則含む)に加え、本特約が適用されます。なお、両規定が重複する場合は、本特約を優先します。

第2条(カードの発行)

お客様が、本特約とセゾンカード規約(セゾンアメリカン・エクスプレス・カードの特則含む)を承認し本カード等ご利用のお申込みをされ、当社が本カード等のご利用を承諾した方(以下「会員」という)に、本カード等を発行します。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

第3条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。